



平成 27 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社カッシーナ・イクスシー
代表者名 代表取締役 社長執行役員 森 康洋
(JASDAQ・コード番号：2777)
問合せ先 取締役 執行役員管理部長 小林 要介
電 話 03-6439-1360

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたのでお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため「コンプライアンス規程」を制定し、管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。また当社において社長直属の独立機関として内部監査の担当者を置き、職務の執行状況を監査する。これら活動は、定期的に取り締り会及び監査役に報告されるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が「稟議規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業目的の達成を阻害する事項の発生防止及び発生した事項への対応等を行なうため「リスク管理規程」により管理本部担当取締役を全社のリスク管理に関する統括責任者として任命し、当社グループ全体の取り組みを網羅的・統括的に管理する。内部監査等により新たに発見されたリスクについては、速やかに統括責任者に報告する。上記の管理及び対処の状況は取締役会に報告されるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令に定められた事項のほか経営に関する重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

当社及び子会社の取締役会は、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び年次予算等の全社的な計画・部

門目標を設定する。各取締役は、部門目標の達成に向けた具体策を策定・実行する。その進捗状況及び結果については取締役会に報告する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業績その他の事項について定期的に報告を受けるとともに、事業計画策定等重要な事項について承認を行なう。

当社と子会社との間における取引及び会計処理等は、法令・会計原則・その他の社会規範に照らし適切に行うものとする。子会社における業務の遂行について内部監査担当者が監査役及び会計監査人等と連携して監査を行ない、その結果を取締役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて、監査役及び監査役会の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容、その他監査役及び監査役会から要請がある場合はその事項を速やかに報告する。

子会社については、子会社の監査役が当社の監査役及び監査役会へ報告を行うほか、当社取締役及び使用人が子会社の取締役等から報告を受けた場合は、その事項を監査役に速やかに報告する。

当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との意見交換、会計監査人及び内部監査担当者との連携、各種会議への監査役の出席確保等、監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

監査役は、法律上の判断を必要とする場合は随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査については会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

監査役がその職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、請求された費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒まない。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じて警察、顧問弁護士等、外部の専門機関とも連携を図り、体制の強化を図るものとする。

以 上